障害者自立支援法訴訟の勝利を

めざす大阪の会ニュース 準備号

発行:障害者自立支援法訴訟の

勝利をめざす大阪の会準備会

責任:勝利をめざす会事務局

〒558-0011 大阪市住吉区苅田 5-1-22

きょうされん大阪支部内

発効日:2009年4月1日

障害者自立支援法訴訟第二次全国一斉提訴 大阪では新たに6名が提訴!

障害者自立支援法改正法案が、3/31国会に上程される中、4 / 1、障害者自立支援法訴訟の第二次全国一斉提訴が行われました。 今回の提訴の状況は以下のようになっています。

[第二次提訴する地裁] 合計10地裁

従来の地裁のうち6地裁:福岡・広島・神戸・大阪・京都・大津 新たに提訴する4地裁:奈良・和歌山・盛岡・旭川

「原告] 障がいを持つ人 合計 28名 第一次提訴29名と 併せると57名

[原告の年齢] 25歳(大津)~71歳(大阪)

[原告の障害] 知的5名 知的・身体並存7名 知的・精神並存 2名 身体10名 視覚3名 視覚・知的並存1名

「負の遺産」を後世にバトンタッチしないために!

大阪からは、寺本容子さん(吹田市:知的)岡島哲朗さん(吹田 市:知的・身体)栂紀久代さん(大阪市:身体)Hさん(高槻市: 身体)井本園子さん(堺市:視力)堀口克巳さん(大阪市:身体) の6名が新たに提訴を行いました。

当日の提訴には、原告・弁護団・支援者など約50人がつめかけ、 提訴後の記者会見を行いました。会見には、4台のTVカメラなど 各社の記者等が出席しました。

訴訟の意義

会見冒頭、高江弁護士から、本提訴の意義として『「自立の支援」 という表看板がありながら、障がいに基づく社会的不利益を是正す るための公的支援について利用料を本人の自己負担とする障害者 自立支援法は、障がいを自分の責任とするものである。障がいのな い市民が働く場合に会社利用料が徴収されないことに比べて障が いを持つ市民が働くと「利用料」が徴収されるということ一つとっ ても、この制度の差別性・不合理性は明らか。生身の障がいを持つ 者が自らの存在を証拠として、自立支援法の利用者負担制度が障が いを持つ人々を差別し、その生存を脅かすものであることを主張・ 立証する。この法が憲法に反し、基本的人権を侵害することを司法 の場で明らかにし、障がいのあるなしにかかわらず、安心して生き ていける社会を構築するための訴訟』と改めて強調されました。

本当に切実な原告の思い

その後、各原告が、一人ずつその思いを語りました。

「自立支援法は、決して自立の後押しにはならない。かえって同 じ人間を物扱いにする制度、家族にも迷惑をかけるだけ、負の遺産 をバトンタッチしないために提訴を行った。」「少ない給料とはいえ、 働きに行くのに、負担は納得いかない。」「今は家族がいるが、将来 一人暮らしを考えると、支援法は考え直してもらうしかない。」「給 料より高い利用料、生きていくために必要な福祉にお金がいる、生 きるための税のような制度はどうしても納得いかない。」等今回の 提訴への思いを語られました。

なお、記者からは、改正法案提出との関係や、今後も引き続き原 告は増えていくのか等の質問が出されました。この質問に対し、「改 正法案は、昨日出されたばかりで、十分な検討は行えていないが、 『所得に応じた負担制度』と条文の文言を変更しても、原告の負担 額に変更はない。障がいを自己責任として障がい者と家族に負担を 強いるこの法の基本姿勢に変化はない。」であることや「すでに準

備されているところもあり、引き続き原告が増えていくこととな

る。」等の回答が行なわれま した。

これで、大阪からは、11 人の原告となりますが、この 訴訟を支援するために、4/ 4には正式に「障害者自立支 援法訴訟の勝利をめざす大阪 の会」が結成されることとな っています。

原告の思いをみんなの思い として幅広く支持を広げてい くために、多くの人に声を掛 け合って参加しましょう!







声·声·声......

~ 弁護団の声から~

本日、11時、原告6名の方々とともに大阪地方裁判所に訴状を 提出してきました。多くのマスコミのカメラが裁判所の入り口で、 原告と弁護団、支援者の方々の長い列を待ちかまえており、また、 1 1 時半からの記者会見でも、何台ものテレビカメラが向けられま した。そして原告の方々の訴訟への思いに皆聞き入っていました。 この問題に対する多くの人々の関心の高さに圧倒され、自立支援法 の見直しにつながるような訴訟活動をしなければと身が引き締ま る思いでした。

(訴訟弁護団:弁護士 弘川欣絵)

~参加者の声から~

原告の栂さんから「もっと沢山の人に立ち上がって欲しい。」と の訴えがありました。本当に支援の輪の広がりが大切です。

障害者自立支援法の「自立」とは何なのか、こうした原告の思い を聞くと怒りがこみ上げます。

勝利をめざす会の立上ももうすぐ、事務局として、訴訟は初めて の経験ですが、精一杯支援の輪を広げるために頑張りたいと思って います。

(きょうされん大阪支部:事務局 平瀬直美)

障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす 大阪の会結成のつどい

日程:2009年4月4日(土)

時間:午後2時から

場所:大阪市北区民センターホール 手話通訳をご準備しております。

次回公判

日程:2009年4月28日(火)

時間:午前11時から

10:15から傍聴のための抽選が行われますので、傍 聴希望の方は、遅れずに地方裁判所ホールにご集合くださ

場所:大阪地方裁判所2号法定

公判後、弁護士会館で報告集会を行いますので、合わせ

てご参加ください。